

経 広 第 485 号

令和元年 8 月 2 日

大阪社会保障推進協議会

会 長 井上 賢二 様

寝屋川市長 広瀬 慶輔

2019 年度自治体キャラバン行動・要望書に対する回答について

令和元年 6 月 14 日付けで要望のありました 2019 年度自治体キャラバン行動・  
要望書につきまして、別紙のとおり回答いたします。

連絡先

寝屋川市経営企画部広報広聴課

電話 072-824-1181 (内線 2276)

2019年度自治体キャラバン行動・要望書 寝屋川市回答

要求項目	回答	担当課
<p><b>1. 子ども施策・貧困対策について</b>                      ①6月12日に可決した「改正子どもの貧困対策推進法」では、計画策定を市区町村に努力義務化された。そうしたことも踏まえ、より具体的な施策を実施しすること。そのうえで、再度実態調査を実施し検証すること。</p> <p>②今だ一度も実態調査を行ってない自治体においては早急に実施すること。</p>	<p>実態調査の実施については、大阪府が、本市を含む広域での調査結果に基づき、子どもの貧困対策事業費補助金を創設していることから、その活用を基本として、子どもの貧困対策を進めてまいります。</p>	<p>子どもを守る課</p>
<p>③学校内での朝食カフェ、長期休暇中の食事支援に本格的に取り組むこと。学校給食は義務教育の一貫、貧困対策として無償とすること。給食内容は子どもの食をささえるに値するものとし、そのためにも自校式完全給食・全員喫食とし、就学援助の対象とすること。</p>	<p>学校給食の無償化については、現時点では考えていません。給食内容については、引き続き安全で安心な栄養バランスのとれた給食提供に努めてまいります。</p>	<p>施設給食課</p>
<p>④就学援助制度については、実態調査を行い、実態に見合った金額にすること。入学準備金は前倒し支給（2月中）とするとともに、その他の支給についても早くすること。クラブ活動に関する費用について支給すること。所得要件について生活保護旧基準（2013年以前）の1.3倍以上とすること。申請用紙を簡易にし、わかりやすく申請しやすい工夫をすること。</p>	<p>就学援助の支給額・所得要件については、他市の状況等について調査・研究してまいります。</p> <p>また、入学準備金の支給対象者について、次年度に小学1年生となる子どもを持つ保護者及び小学6年生の児童を持つ保護者で就学援助認定者へと変更しており、3月下旬に支給しています。</p> <p>なお、その他の支給費目については、保護者等への経済的支援が目的であるため、最新の正確な所得情報を用いて、認否を判定する必要があることから、第1回の支給については、前年所得の確定後としています。</p> <p>申請用紙については、申請者にとってわかりやすい内容となるよう努めてまいります。</p>	<p>教育政策総務課</p>
<p>⑤学習支援については食の支援も同時に行い、子どもの居場所としての位置づけを行うこと。子どもたち向けのちらしを作成し、子どもが自分で判断できるようにすること（学習支援についてのチラシ・配布物を当日参加者全員に配布してください）。様々な奨学金について案内するパンフレットを作成すること（作成しているパンフレットなどがあれば当日参加者全員に配布してください）。</p>	<p>学習支援については、市内の小学5・6年生と全中学生を対象とした個別学習支援や、全中学生を対象としたインターネット学習支援を実施しています。</p>	<p>教育指導課</p>

要求項目	回答	担当課
⑥待機児童の解消とともに、虐待やネグレクトの発見・対応、保護者への支援を行うために保育所・幼稚園・こども園等にソーシャルケースワーカー配置を行うこと。	こどもを守る課に保育所巡回支援員を配置しております。	こどもを守る課
	待機児童の解消については、待機児童ZEROプランRの各事業を着実に推進するとともに、将来を見据えた保育の質の向上のため、新たにねやがわ保育セミナーを開催し、保育士が働きやすい環境整備を行うことで、保育士確保に取り組んでいます。 また、定員の弾力化により、保育の供給量を確保するなど、引き続き、年間を通じた待機児童解消を継続できるよう、努めてまいります。	保育課
	関係機関と密に連携をとり、虐待やネグレクトの発見対応に努めています。	学務課
⑦虐待防止にむけて、シングルマザー、特に若年妊産婦へのきめ細やかなサポートに取り組むこと。	子育て世代包括支援センターにおいて全ての妊産婦に専門職による面談を実施しており、シングルマザー、若年妊婦を含め様々な理由で支援が必要な方には、個別支援を含めて妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行っています。	こどもを守る課 子育て支援課
⑧児童扶養手当申請時および現況届提出時において民生委員等による家庭訪問や「独身証明書」提出を強要しないこと。面接においても「彼氏がいないか」など聞くなど人権侵害を行わないこと。	民生委員等の証明書類については、必要と認められる場合にのみ、国の通知及びマニュアル等に基づいて適切に対応しています。 また、面談時に交際相手の有無を問うことはありません。	こどもを守る課
⑨2018年度の乳幼児健診（前期乳児検診・後期乳児検診・一歳半健診・三歳児健診）の対象児童数と受診児童数・未受診児童数をお知らせください。	2018年度未確定のため、2017年度の実績 ○乳児一般健康診査 対象1,639人 受診者1,508人 ○乳児後期健康診査 対象1,792人 受診者1,398人 ※乳児一般健康診査・乳児後期健康診査の未受診児童数は把握していません。 ○1歳6か月児健診 対象1,792人 受診者1,668人 未受診児童数136人 ○3歳6か月児健診 対象1,788人 受診者1,586人 未受診児童数236人	子育て支援課
⑩学校健診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況の把握と、歯科については「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。学校健診で「要受診」と診断されたにもかかわらず、未受診となっている児童・生徒が確実に受診できるよう具体的な対策を講じること。眼鏡については全国的に補助制度もあることから、自治体として補助制度を創設すること。	学校健診で「要受診」及び「口腔崩壊」状態の児童・生徒の受診状況等については、各小中学校で把握していますが、今後も未受診者への受診勧奨に努めること等により、児童・生徒の健康保持・増進に努めてまいります。	学務課

要求項目	回答	担当課
⑨児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと	各小中学校における歯みがきに関する啓発活動のほか、小学生を対象とした歯みがき指導等を実施するなど、口腔内の健康意識の向上に努めています。	学務課

要求項目	回答	担当課
⑩子どもの口腔内の健康を守るとともに、虐待やネグレクトの発見・対応のために、全ての4歳児”5歳児を対象にした健診を実施し、その中に歯科健診も入れること	4歳児・5歳児健診の実施については、現在実施している各種健康診査及び他市の実施状況等を踏まえ、その在り方について調査・研究してまいります。	子育て支援課
<b>2. 国民健康保険・医療</b> ①2019年度大阪府標準保険料が大幅値上げとなったことについて率直なご意見をお聞かせいただきたい。そのうえで大阪府に対して今後どのような保険料になるのか少なくとも4年間の保険料率シュミレーションを出したうえで来年度運営方針見直しを行うよう強く要請すること。	平成31年度（令和元年度）における大阪府標準保険料率については、保険給付費が増加するとの推計から平成30年度に比べ上昇しているため、本市から大阪府に対し、標準保険料率の引き下げを要望しています。 また、激変緩和期間中における今後の標準保険料率の推計については、大阪府へ示すよう要望しています。 令和3年度からの次期大阪府国民健康保険運営方針については、今後、大阪府市町村国民健康保険広域化調整会議で議論されることから、大阪府に対し各市町村の意見を十分に取り入れるよう要望しています。	保険事業室
②大阪府統一国保では、低所得者及び子どもがいる世帯の保険料が上がるばかりか、住民を守るための条例減免制度が廃止になるなど府民にとって何らメリットがないことは明らかである。国も市町村による賦課権限はこれまでと変わらないことを明言していることから、これまでどおり市町村が独自に保険料を決定し条例減免はこれまで以上のもの内容とすること。一般会計法定外繰入はこれまでどおり行い、払える保険料の設定をすること。	本市は、昨年度、今年度と保険料率を据え置くとともに、市独自の減免措置を継続していますが、統一後においては市独自の保険料率及び減免措置を講じることは制度上困難になります。 次年度以降の保険料率及び条例減免については、今後公表される広域化後初の大阪府の決算内容を十分に精査した上で、被保険者の急激な負担増を回避するための激変緩和措置について、検討してまいります。	保険事業室
③子育て世帯への配慮として、子どもの均等割をゼロとする、もしくは申請無しでの子どもの均等割減免制度を新たに設けること。子どもに対する新たな調整交付金の金額を明らかにし、それを原資の一部とすること。	子育て世帯等への負担については、今後、大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議において検討するとされており、その動向を注視してまいります。 また、子どもに対する新たな調整交付金については、大阪府が標準保険料率等の算定において、府内市町村分を合算で計算していることから、本市における金額については不明です。	保険事業室
④滞納者への財産調査・差押については法令を遵守し、きめ細かく面談し滞納処分によって生活困窮に陥らせることがないようにすること。地方税法第15条・国税徴収法第153条に基づき無財産、生活困窮状態の場合は直ちに滞納処分の停止を行うこと。差押え禁止額以上は差押えないこと。2013年の鳥取県児童手当差押事件（広島高裁松江支部）判決の主旨を理解し、給与、年金、児童手当等が預貯金に入った場合でも差押禁止財産については差し押さえないこと。	財産調査・差押については、負担の公平性を確保するため、滞納者の実情や実態を十分把握した上で、法令に基づき適正に対応しています。 滞納処分の執行停止についても、法令に基づき適正に対応しています。	保険事業室

要求項目	回答	担当課
⑤大阪府は高齢者人口の増加に加えて、単身・認知症の高齢者の増加が2025年に向けて重大な課題になっている。今後の高齢者の推移と必要病床数、施設数をどのように推計され、どのような計画を立てているのかお知らせいただきたい。救急医療の拠点となる急性期病床の拡充と高齢者の居場所となる施設の確保に努めること。	病床数については大阪府医療計画に基づき定められており、本市の権限が及ぶものではないことから、府の動向を注視してまいります。  介護保険施設等については、寝屋川市高齢者保健福祉計画に基づき、適切に整備してまいります。	健康政策課  高齢介護室
⑥大阪府内にある救命救急センター並びに災害拠点病院の運営が非常に困難な状況をふまえ、国・大阪府に対して補助金増額を強く求めること。	大阪府内にある救命救急センター並びに災害拠点病院については、大阪府医療計画に基づき定められており、本市の権限が及ぶものではないことから、府の動向を注視してまいります。	健康政策課
⑦毎年麻疹やMRワクチン、インフルエンザワクチン不足が問題になっている。ワクチンの確保については、医療機関任せにするのではなく、自治体として必要数（前年度実績に見合った）の確保と、迅速に医療機関に提供できる体制に努めていること。	ワクチンの確保については、大阪府市長会を通じて、国に要望しているところです。引き続き、国の動向を注視しながら、医療機関と密に連携し、市民の皆さんの接種機会の確保に努めます。	健康づくり推進課
⑧ 後期高齢者の医療費2割負担反対の意見を国にあげること。	後期高齢者の自己負担割合については、国で議論をされていることから、引き続き、その動向を注視してまいります。	保険事業室
<b>3. 健診について</b> ①特定健診・がん検診については、大阪は全国と比較しても受診率が低い。これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。特にがん検診については負担を無料にすることによって受診しやすくし、早期発見・早期治療を行うことにより医療費の圧縮につなげること。	特定健診とがん検診を同時に受診できる“セット検診”や、がん検診における個別検診を順次導入し、受診率の向上を図っているところです。さらにインセンティブ事業を活用し、健康への無関心層にも積極的に啓発しているところです。受診料につきましては受益者負担の観点から一部負担を求めています。今後も他市事例等を参考に、未受診者対策を講じてまいります。	健康づくり推進室
②住民の口腔内の健康を向上させ、生活の質を高めるために歯科口腔保健条例並びに歯科口腔保健計画を策定し、地域の実情に応じた総合的な歯科保健対策を推進すること。歯科口腔保健法（2011年施行）では国及び地方公共団体の役割として、国民が定期的に歯科検診を受けるために必要な施策を講ずることが規定されている。成人期の歯科検診や在宅患者・障害者らを対象にした歯科検診の機会が十分に保障されていないことから、検診の対象範囲を広げるとともに、自己負担なく受けられるようにすること。特定検診の項目に「歯科検診」を追加すること。	成人期の歯科検診については、健康増進事業の一環として毎年実施しているところです。受診料については、受益者負担の観点から一部負担を求めています。 特定健診への歯科項目の追加に関しては、今後、国の動向を注視してまいります。	健康づくり推進室

要求項目	回答	担当課
<p><b>4. こども・ひとり親・障がい者医授章助成制度（旧福祉医療費助成制度）について</b>  ①2018年4月からの大阪府の制度変更により、各市町村の医療費助成制度も改変されたが、老人医療・障がい者医療費助成の再編で助成が受けられない患者や自己負担が増えている。以前の助成制度の復活を検討すること。</p>	<p>福祉医療費助成制度については、厳しい財政状況の中、より医療を必要とする方々へ選択・集中することを目的に再構築を実施しました。引き続き、持続可能な制度運営に努めてまいります。</p>	<p>保険事業室</p>
<p>②老人医療・障がい者医療費助成で医療費自己負担上限月額を超えた場合、毎回の還付金申請は非常に負担になる。一刻も早く自動償還を行うこと。</p>	<p>平成30年度から実施しています。</p>	<p>保険事業室</p>
<p>③子どもの医療費助成制度について、他府県では医療費無償化が広がり貧困対策・子育て支援に役立っている。無償化の導入を検討すること。（なお無償化する場合の自治体負担の試算をすること）また、入院食事療養費の助成も対象にすること。</p>	<p>子ども医療費助成の自己負担については、持続可能な制度運営をするため、大阪府内共通の取扱として実施されており、今後も各市町村との整合を図る必要があると考えています。</p>	<p>保険事業室</p>
<p>④昨年妊産婦の医療費負担が大きな問題になり、全国で妊産婦医療費助成を実施している自治体が注目された。妊産婦医療費助成の創設を検討すること。</p>	<p>妊産婦医療費助成制度の創設については、今後、他市の状況を把握するなど調査・研究してまいります。</p>	<p>保険事業室</p>
<p><b>5. 介護保険、高齢者施策について</b>  ①一般会計繰入によって介護保険料を引き下げること。また、国に対し国庫負担の大幅な引き上げと公費による保険料基準額の引き下げについて働きかけること。</p>	<p>介護保険料については、現在、被保険者の負担能力に応じた、きめ細かな段階設定により保険料を設定しています。また、国の指導において、一般財源からの繰入により介護保険料の軽減を行うことは、適当でないと言われています。  低所得者に対する軽減措置については、国に対し働きかけを行ってまいります。</p>	<p>高齢介護室</p>
<p>②非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下（単身の場合）は介護保険料を免除とすること。</p>	<p>独自減免の拡充については、今年度から居住用家屋の土地面積要件を削除し、減免対象を拡充しました。次年度以降においても、市独自減免の対象の拡充を図ってまいります。</p>	<p>高齢介護室</p>
<p>③介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。介護保険法改定によって導入された「3割負担者」「2割負担者」の実態を調査するとともに、自治体独自の軽減措置を行うこと。</p>	<p>市独自での利用料減免制度の創設については、今後、調査・研究を行ってまいります。  また、利用者負担については、介護保険法に基づき、適切に対応してまいります。</p>	<p>高齢介護室</p>

要求項目	回答	担当課
④総合事業について イ、利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）相当サービス」を利用できるようにすること。また、新規・更新者とも要介護（要支援）認定を奨励し、認定申請を抑制しないこと。	利用するサービスについては、継続・新規に関わらず、アセスメントの結果を基に利用者の状態に応じ自立支援に向けたサービスを選択、決定することとなります。また、サービスの利用に当たっては、要介護（要支援）認定申請をすることとしています。	高齢介護室
ロ、介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、介護予防・生活支援サービスの単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障すること。	総合事業の現行相当サービスの単価については、従来額のとおり設定しています。	高齢介護室
⑤生活援助ケアプラン届出問題について イ、国に対し、一定回数以上の生活援助中心型訪問介護を位置付けたケアプラン届出を撤回するよう働きかけること	ケアプランの届出制度については、国の制度であり、法令等に基づき適切に対応してまいります。	高齢介護室 指導監査課
ロ、届出は回数制限を行う趣旨でないことを明確にし、ケアマネジャーの裁量及び利用者の希望を尊重した取り扱いを行うこと	ケアプランの届出制度については、国の制度であり、法令等に基づき適切に対応してまいります。	高齢介護室
⑥保険者機能強化推進交付金について イ、いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした仕組みをつくらないこと。	自立支援型地域ケア会議については、介護サービスからの「卒業」を迫るものではなく、利用者本人の自立支援に資するケアマネジメントに関して検討を行う仕組みとして実施しています。	高齢介護室
ロ、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。	介護サービスの提供については、高齢者保健福祉計画に基づき適切に行うとともに、介護予防・自立支援に向けた取組及び介護給付適正化計画に基づく適正化事業を実施してまいります	高齢介護室



要求項目	回答	担当課
<p>⑦高齢者の熱中症予防の実態調査を実施すること。高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPOなどによびかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。低額な年金生活者や生活保護受給者の中では、高齢者が「経済的な理由」でクーラー設置をあきらめたり、設置していても利用を控えざる得ない状況があり、「貸付制度の利用」でなくクーラー導入費用や電気料金に対する補助制度を作ること。</p>	<p>高齢者の熱中症予防については、本市出前講座や地域包括支援センターで実施している講座にて周知・啓発を行っており、市広報誌及びホームページにおいても啓発しています。</p> <p>また、社会福祉協議会の協力を得て把握した、空調機を設置していない一人暮らし高齢者等に対し、ネッククーラーを配布するなど、訪問による熱中症の注意喚起に取り組んでいます。</p>	<p>高齢介護室</p>
<p>⑧入所施設待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームを大幅に拡充すること。また、利用状況など詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。</p>	<p>介護保険施設等については、寝屋川市高齢者保健福祉計画に基づき、適切に整備してまいります。</p>	<p>高齢介護室</p>
<p>⑨介護人材の不足を解消するため、自治体として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、年収440万円水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。</p>	<p>処遇改善制度については、国に対し働きかけを行ってまいります。</p>	<p>高齢介護室</p>
<p><b>6. 障害者65歳問題について</b>  ①40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について」（平成19年3月28日障企発第0328002号・障発第0328002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知）ならびに事務連絡「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」（平成27年2月18日）を踏まえ、一律に介護保険利用の優先を利用者に求めるのではなく、本人の意向を尊重した柔軟な対応を行うこと。そのために、当該障害者が65歳に到達する前に、本人から65歳到達後の福祉サービス等の利用意向を高年齢・障害それぞれの担当職員が聞き取り、本人の願いに沿った支援が提供されるよう、ケアプラン作成事業所と十分に調整を行うこと。</p>	<p>関係課と連携を図りながら、利用者の立場に立った適切なサービスが提供されるよう対応しています。</p> <p>自立支援給付と介護保険制度の適用関係については、関係課との連携を図りながら、利用者の立場に立った適切なサービス提供が行われるよう対応しています。</p>	<p>高齢介護室 障害福祉課</p>

要求項目	回答	担当課
②前述の調整にもかかわらず、本人が納得せずに介護保険の利用申請手続きを行わない場合において、浅田裁判高裁判決（2018年12月13日）を踏まえ機械的に障害福祉サービスを打ち切ることのないようにすること。	平成27年2月18日付厚労省通知『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について』に基づき、引き続き、御本人の生活に急激な変化が生じないように対応してまいります。	障害福祉課
③介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合においては、現行通りの基準を適用するよう国に求めること	平成27年2月18日付厚労省通知『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について』に基づき、引き続き、御本人の生活に急激な変化が生じないように対応してまいります。	障害福祉課
④介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること	平成27年2月18日付厚労省通知『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について』に基づき、引き続き、御本人の生活に急激な変化が生じないように対応してまいります。	障害福祉課
⑤40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に共生型介護保険事業の利用をすすめることはしないこと。	共生型サービスについては、利用者の立場に立った適切なサービスが提供されるよう適切に対応してまいります。	高齢介護室
⑥障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合事業における実施にあつては、障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。	総合事業については、利用者にとって適切なサービスが提供されるよう実施しています。	高齢介護室
⑦障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。	低所得者に対する利用料の軽減策については、国及び大阪府に対し総合的かつ統一的な対策を講じるよう要望しています。	高齢介護室
	現在、障害福祉サービスにおいて、市町村民税非課税世帯の場合、利用者負担はありません。	障害福祉課
⑧2018年4月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。また、以下の実態について明らかにすること。 □平成30年4月1日より新規で「重度陸がいの者医療助成制度」の対象となった「精神障害者保健福祉手帳1級所持者」の方の中で平成30年度の対象者人数（生活保護利用者は除く）及び申請人数。 対象者人数（ ）名。申請人数（ ）名	福祉医療費助成制度については、厳しい財政状況の中、より医療を必要とする方々へ選択・集中するというを目的に再構築を実施しました。引き続き、持続可能な制度運営に努めてまいります。 また、精神障害福祉福祉手帳1級による受給者は、約60名です。	保険事業室

要求項目	回答	担当課
<p>□平成30年4月1日より新規で「重度障がい者医療助成制度」の対象となった「特定医療費（指定難病）・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金1級または特別児童扶養手当1級該当者」の方の中で、平成30年度の対象者人数及び申請人数。 対象者人数（ ）名。申請人数（ ）名。※不明の場合は「不明」と記載</p>	<p>難病等受給者で障害年金1級または特別児童扶養手当1級該当者については、身体障害者手帳もお持ちになっておられ、更新手続きの手間を考慮し、身体障害者手帳で受給資格を与えており、現在のところ難病等による受給者は0人です。</p>	<p>保険事業室</p>
<p>□老人医療経過措置（2021年3月31日まで） 対象者人数対象者人数（ ）名</p>	<p>約970名です。</p>	<p>保険事業室</p>
<p>□重度障がい者医療助成制度における平成29年度償還払い件数と平成30年度償還払い件数 平成29年度件数（ ）件、 平成30年度件数（ ）件</p>	<p>平成29年度 約70件 平成30年度 約2,880件 です。</p>	<p>保険事業室</p>
<p><b>7. 生活保護について</b> ①ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。各地の受付面接員による若い女性やシングルザーに対する暴言・パワハラによる被害が後をたたない。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。シングルマザーや独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーとし、家庭訪問も必ず女性ケースワーカーが行くこと。そうでなければ人権侵害であることを認識すること。</p>	<p>生活保護の実施体制については、被保護世帯の実態に応じてケースワーカー及び各種支援員等を配置しています。 生活保護の適正実施を図るため、研修会等への参加や実施をしています。 窓口で明確に申請の意思を表明された場合は、申請を受理しています。 家庭訪問については、世帯の状況に応じて行っています。</p>	<p>保護課</p>
<p>②自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにする。こと。 「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。（懇談当日に「しおり」「手引き」の内容を確認しますので、必ず作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください）</p>	<p>「しおり」や「手引き」については必要に応じて変更等を行っています。 「しおり」は、窓口カウンターに備えています。申請書は、相談で申請の意思を明らかにされた方に説明を添えて渡しています。</p>	<p>保護課</p>
<p>③申請時に違法な助言・指導はしないこと。 2013年11月13日に確定した岸和田市生活保護訴訟をふまえ、要保護者の実態を無視した一方的な就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として各自治体が仕事の間を確保すること。</p>	<p>申請時に違法な助言・指導は行っていません。 就労支援員を配置するとともに、ハローワークの常設窓口と連携するなど就労支援を行っています。</p>	<p>保護課</p>

要求項目	回答	担当課
④国民健康保険証と同じ形の医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。また、生活保護受給者の健診受診をすすめるため、健診受診券の発行など周知徹底させること。以上のことを実施し、生活保護利用者の医療を受ける権利を保障すること。	被保護者の状況に応じて「生活保護法 夜間・休日緊急用受給者証」を発行しています。健診受診については、3月末に、健康づくり健診のお知らせを送付しています。	保護課
⑤警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。	警察OBについては、窓口での暴力的言動等に対応するため、引き続き配置します。本市生活保護適正化ホットライン事業は、生活保護制度の適正化に向けた取組であり、引き続き適切に実施します。	保護課
⑥生活保護基準は、2013年7月以前の基準に戻し、住宅扶助基準と冬季加算も元に戻すこと。住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成27年4月14日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。	生活保護基準については、厚生労働省通知に基づいて対応します。住宅扶助については、個々の生活保護世帯の状況に応じて、経過措置の適用や特別基準の設定を行っています。	保護課
⑦医療抑制につながる医療費の一部負担の導入と、ジェネリック医薬品の使用の義務化、調剤薬局の限定は実施しないよう国に求めること。	法令及び厚生労働省通知等に基づき対応するとともに、国の動向を注視してまいります。	保護課
⑧国に対し、大学生、専門学生の世帯分離は、あくまで世帯の意思を尊重することを国に要望すること。	厚生労働省通知等に基づき対応するとともに、国の動向を注視してまいります。	保護課